参考様式７

**介護保険法第１１５条の４５の５第２項並びに多賀城市暴力団排除条例第２条**

**第３号及び第４号の規定に該当しない旨の誓約書**

年 　　月 　　日

多賀城市長　殿

所在地

名　称

代表者職・氏名　　　　　　　　　　　㊞

申請者及び役員等が、介護保険法第１１５条の４５の５第２項に規定する厚生労働省令で定める基準（平成１１年厚生省令第３６号　介護保険法施行規則第１４０条の６３の６）に従って適正に第１号事業を行うことができないと認められるものに該当しないこと、多賀城市暴力団排除条例第２条第３号並びに第４号に該当しないことを誓約します。

　なお、本誓約書の内容のうち、多賀城市長が必要であると判断した場合は、多賀城市長が宮城県警察本部に照会することを承諾します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

|  |
| --- |
| 【介護保険法第１１５条の４５の５第２項】　　市町村長は、前項の申請があった場合において、申請者が、厚生労働省令で定める基準に従って適正に第一号事業を行うことができないと認められるときは、指定事業者の指定をしてはならない。【介護保険法施行規則第１４０条の６３の６】（法第１１５条の４５の５第２項の厚生労働省令で定める基準）法第１１５条の４５の５第２項に規定する厚生労働省令で定める基準は、市町村が定める基準であって、次のいずれかに該当するものとする。一　第１号事業（第１号生活支援事業を除く。）に係る基準として、次に掲げるいずれかに該当する基準イ　介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成２７年厚生労働省令第４号）附則第２条第３号若しくは第４条第３号の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３５号。ロにおいて「旧指定介護予防サービス等基準」という。）に規定する旧介護予防訪問介護若しくは旧介護予防通所介護に係る基準の例による基準又は指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３７号。ロにおいて「指定介護予防支援等基準」という。）に規定する介護予防支援に係る基準の例による基準ロ　旧指定介護予防サービス等基準に規定する基準該当介護予防サービス（旧介護予防訪問介護及び旧介護予防通所介護に係るものに限る。）に係る基準又は指定介護予防支援等基準に規定する基準該当介護予防支援に係る基準の例による基準ハ　平成２６年改正前法第５４条第１項第３号又は法第５９条第１項第２号に規定する離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する居宅要支援被保険者等が、平成２６年改正前法第５４条第１項第３号又は法第５９条第１項第２号に規定するサービスを受けた場合における当該サービスの内容を勘案した基準二　第１号事業に係る基準として、当該第１号事業に係るサービスの内容等を勘案した基準（前号に掲げるものを除く。）【多賀城市暴力団排除条例】第２条　第３号　暴力団員　法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。第２条　第４号　暴力団員等　次のいずれかに該当するものをいう。ア　暴力団員イ　暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者ウ　法人その他の団体であって、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)のうちア又はイのいずれかに該当する者があるもの |